

中津川市高齢級間伐促進事業費補助金実施要綱

(目的)

第1条

地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進を図るために間伐等の森林整備を進めるとともに、木材を安定的に供給のするために間伐材の有効利用を推進することを目的として本事業を行うこととし、その取り扱いは中津川市補助金等交付規則（平成17年2月13日規則第12号 以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(事業内容)

第2条

1 補助事業内容は、次のとおりとする。

(1) 補助対象要件

事業実施主体は、補助対象事業地等を中津川市特定間伐等促進計画書にあらかじめ掲載しなければならない。

(2) 補助対象事業

8 齢級以上 18 齢級までのスギ、ヒノキ等人工林において本数率で原則 30%以上の間伐を実施し、搬出の有無にかかわらず補助対象とする。

ただし、対象齢級以上にあつては、過密状態と判断された場合においては協議が必要とし、風雪害等の恐れがある場合の本数率は、20%以上とすることができる。

(3) 事業実施主体

市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者、その他林業事業体、市長が認めるもの。

(4) 補助金額

標準事業費の 50 パーセント以内

(5) 施行地

1 施行地の面積は 0.05 ha 以上とする。

(実施計画)

第3条

本事業を実施しようとする事業実施主体の長は、別に定める日までに、実施計画書（別記第1号様式、別記第2号様式の1）を市長に提出するものとする。

(事業量の決定)

第4条

市長は、前条に基づき提出された実施計画書を審査し、事業量を決定し、事業実施主体に通知するものとする。

(計画の変更等)

第5条

1 事業実施主体の長は、補助事業等の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ変更実施計画書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、本条に基づき提出された実施計画書を審査し、事業量を変更し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第6条

事業実施主体の長は、原則として事業終了後速やかに市の定める補助金交付規則に基づき、規則第3条に基づく補助金の交付申請書(第1号様式)を第7条に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

なお、交付申請書には、交付申請額の記入は要しない。

(補助金交付申請書の添付書類)

第7条

規則第3条に定める交付申請書の添付書類の様式は次のとおりとする。

- 1 高齢級間伐促進事業地明細表(別記第2号様式の1)
- 2 箇所位置図(別記第2号様式の2)
- 3 事業実施後の写真
- 4 市場等への搬出材積伝票(搬出補助の場合に限る)

第8 事業の完了等

事業実施主体の長は、補助金に係る事業が完了したときには、検査等を受けなければならない。

(1) 現地確認検査

現地確認は、原則として全施行地について行うものとする。

ただし、写真により事業の完了を確認できる施行地は現地確認等を省略することができるものとする。

この場合であっても、全施行地のうち少なくとも10%を上回る施行地については、現地調査を行うものとする。

(2) 検査項目

間伐実施面積の照合、間伐率、林齢等

市場等への搬出材積伝票の確認(搬出補助の場合に限る)

(3) 検査結果

当該施工地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工を認めず、不合格又は一部不合格である旨を事業主体に通知するものとする。

(3)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施工地であって、当該年度の一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条

1 市長は、額の確定と同時に補助金の交付を決定し、交付決定通知(別記第3号様式)を行わなければならない。

2 事業実施主体の長は、第10条の交付決定の条件を確実に遵守するものとする。

(補助金の交付決定の条件)

第10条

補助金の交付に当たり次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業に係る規則、要綱、その他関係通達に従わなければならない。

(2) 当該補助事業の間伐施行地を補助金交付の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用、又は立木の全面伐採除去を行おうとする場合にはあらかじめ

市長に届け出るとともに当該転用に係る補助金相当額を市長に返還しなければならない。

ただし、公用、公共等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、市長に協議することができるものとする。

- (3) 消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額があることが確定した場合は、速やかに市長に報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならない。

(補助金交付請求)

第11条

事業実施主体の長は、補助事業が完了したときは、市の定める補助金交付規則等に基づき、補助金交付請求書（規則第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行するものとし、平成21年度事業から適用するものとする。